

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループにおいては、1943年の創立以来、創業の精神である「知を以て開き和を以て豊に」が、企業文化として脈々と受け継がれています。また、2003年に制定した「国際社会の中で共感する普遍的価値観」及び「ステークホルダーに対する基本姿勢」で構成される「企業理念」は、当社グループ全体に浸透されており、この「企業理念」のもと、経営の公正性、透明性、効率性等の経営品質を向上させるという観点からコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいりました。

当社グループは“目指すべき姿”である「環境と快適が調和する豊かな社会の実現のために、時代を切り拓き続け、全ての人々から信頼される企業になる」を掲げ、この実現を目指し、中期経営計画を着実にやり遂げ、新たな企業価値を創造してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

中長期、グローバルの視点で、取引関係や経済合理性等を総合的に勘案し、取引の維持・拡大が当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該企業の株式を保有します。したがって、当方針に合致しない政策保有株式につきましては、適宜、縮減してまいります。

2. 政策保有株式に係る検証の内容

具体的な判断プロセスとして、主要な政策保有株式について毎年、取締役会で、中長期的な観点から保有することのリターンとリスクなどを踏まえた合理性・必要性について検証し、これを反映した保有の狙い及び合理性を確認します。さらに、保有の合理性の判断には資本コストなどを基準に用い、保有リスクも踏まえたリターンとの検証を行います。

3. 政策保有株式に係る議決権行使の基準

政策保有株式の議決権行使につきましては、株主として全ての議案に権利行使します。また、賛否の判断にあたっては、中長期視点での企業価値向上や株主利益の維持・向上に資するかを議案ごとに検討のうえ、賛否を適切に判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規則の定めに基づき、取締役その他の関連当事者との利益相反取引については、取締役会の事前承認を要し、取引を行ったときは取締役会への報告を要することとしています。また、関連当事者との取引を把握するために、役員等に対して毎年関連当事者取引に関する調査を実施し、取引の合理性や手続きの適正性を検証しています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は、2014年より100%確定拠出型の年金制度へ移行しており、企業年金の対象となる従業員については個人での運用を行っています。

但し、企業年金制度変更前に退職した従業員に対する年金支給部分については、退職給付信託にて運用及び支給を行っています。

運用方法については、人事、総務、財務、経理等の各分野の業務に関わる者から選出された会社側委員と労働組合より選出された委員で構成する退職金委員会にて、年1回、運用実績及び信託残高を確認のうえ、運用利回り目標と目標達成のための基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を運用ガイドラインとして決定し、このガイドラインに沿った運用を委託しています。

また、運用状況については、企業年金連合会から企業年金管理士認定を受けた担当者を配置し、3ヶ月毎に運用状況のモニタリングを行い、乖離許容幅の上限・下限に抵触した場合または抵触する可能性が高いと考えられる場合は、臨時で退職金委員会を開催し、運用ガイドラインの見直しを行うこととしています。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や中期経営計画等については、当社ホームページや有価証券報告書等にて公表しています。

<https://www.sanden.co.jp/company/soul.html>

<https://www.sanden.co.jp/ir/management/basic.html>

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

「2. 4. 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載のとおりです。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

「2. 5. 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に記載のとおりです。

(v)取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役候補者及び監査役候補者について、株主総会参考書類において経歴その他の事項を開示し、これと合わせてそれぞれの推薦の理由を開示しています。

【取締役候補者及び監査役候補者推薦理由】

取締役候補者指名理由：第93期定時株主総会招集ご通知を参照

<https://www.sanden.co.jp/ir/document/pdf/report/jigy93.pdf>

監査役候補者指名理由：第90期及び第91期定時株主総会招集ご通知を参照

<https://www.sanden.co.jp/ir/document/pdf/report/jigy91.pdf>

<https://www.sanden.co.jp/ir/document/pdf/report/jigy90.pdf>

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は監査役会設置会社であり、取締役会が重要な業務執行を決定します。取締役会決議の要否に関する基準は取締役会規則に具体的に定めています。取締役会は、法定事項のほか、当社における取締役会の役割を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの考え方を含む経営の基本方針や、重要な規則の制定改廃、中期経営計画、重要な新規事業計画、他社との業務提携・技術提携等、経営に関する重要事項を決定することとしています。また、資産の取得・処分や借入・保証等については金額基準を設け、基準を超える場合には取締役会の決議を要することとしています。取締役会の決議を要しない事項については、その決定を経営陣に委任しています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役が当社の経営に対する適切な監督を行うことを可能とするため、客観性、中立性の観点から、本人及びその出身会社等との人的関係、資本的関係、取引関係その他の関係を考慮し、当社からの実質的な独立性が確保されるよう独自の独立性基準を策定し公表しています。

社外役員独立性基準：https://www.sanden.co.jp/company/pdf/dokuritsu_20180621.pdf

なお、独立社外取締役の候補者については、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社の社外役員独立性基準を満たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するために必要な高い専門性並びに幅広い経験及び見識等の十分な資質を備えた人材を選定することとしています。

【補充原則4 - 11 取締役会の規模等に関する考え方】

当社の取締役会は、業務執行機能の強化及び経営の効率化を図り、純粋持株会社として当社グループの企業価値向上のための役割と責任を適切に果たすために適切な規模とするものとし、監督機能の強化およびガバナンスの客観性・独立性の確保のため、現在2名の独立社外取締役を選任しています。

取締役候補については、企業活動のグローバル化等を踏まえた人材の多様性と、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスを考慮して指名するものとし、社外取締役候補については、これに加えて当社からの実質的な独立性が確保されているとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するために必要な高い専門性並びに幅広い経験及び見識等の十分な資質を備えている人材を指名することとしています。取締役候補を指名する上での個々の選任にあたっては、独立社外取締役2名を含む取締役4名で組織する指名・報酬委員会が審議の上、その提言に基づき、取締役会において審議し決定しています。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、取締役及び監査役の責務が十分果たされるよう重要な兼職状況を定期的に確認し、社外取締役及び社外監査役については、併せて独立性・中立性に問題がないことを確認しています。

当社の社内役員は、他の上場会社の役員を兼任していません。社外取締役1名及び社外監査役2名が他の上場会社の役員を兼任していますが、いずれも当社を含めて3社以内であり合理的な範囲にとどまっています。社内役員・社外役員ともに取締役会への出席率はほぼ100%であり、その他の会議への出席など必要な時間・労力を当社役員としての業務に振り向けています。

取締役及び監査役の兼任状況は、事業報告、有価証券報告書等を通じて毎年開示を行っております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価結果の概要】

取締役会は、2016年より取締役会全体が適切に機能しているかの実効性について分析及び評価を行っております。

2019年度も取締役会評価を実施しましたが、その結果、当社の取締役会は実効性が確保できていることを2020年6月30日の取締役会で確認しました。

主な評価結果は以下の通りです。

(評価プロセス)

2019年度においては、取締役及び監査役に対するアンケートを実施し、調査結果の集計・分析を第三者機関に依頼しました。

評価項目の大項目は「ガバナンス体制・仕組み、取締役会の役割・責務、取締役会の構成及び運営、取締役会における審議の活性化、経営の監督・経営陣との関係、リスク把握、ステークホルダーとの関係」になります。

この分析結果を基に、取締役会において、多面的な視点で、取締役会の体制・構成・運営などの状況について評価を行いました。

(2019年度における課題への対応)

2018年度の評価結果を踏まえた2019年度に解決すべき課題として、「取締役の選解任・後継者計画」と「社会への提供価値」の二つをあげました。

「取締役の選解任・後継者計画」の課題に対しては、取締役の選任に当たり、指名・報酬委員会において検討が進められ、方針や決定プロセスを取締役会と共有した上で、候補者選定の理由を取締役会において明確に説明しました。取締役を大幅に入れ替えるとともに若返りを図ることで、次世代の後継者育成につなげています。その結果、大きく改善が図られました。

また、「社会への提供価値」の課題に対しては、新中期経営計画の目指すべき姿(ビジョン)において当社による社会への提供価値を明確に示し、重点戦略にSDGsを盛り込むことで方針の共有を図りました。しかしながら、具体的な活動への展開に改善の余地があり、更なる取締役会の関与が必要と認識しております。

課題が見受けられたその他の項目については、全社的な改善活動を実施した成果が見られ、すべての項目において改善が図られております。

(2019年度評価結果及び今後の対応)

総じて、2019年度の実効性評価結果は前年度評価より高く、着実に改善が進んでいることが確認できました。大項目別では、「取締役会の構成及び運営」及び「取締役会における審議の活性化」の評価が昨年度に引き続き高く、新たな経営体制のもと改善が進んでおります。引き続き、継続した活動を行うことによりその改善を図ってまいります。

一方で、今回の評価においては、「ガバナンス体制・仕組み」のうち、「権限移譲・グループ統制」が課題としてあげられております。2019年度中より自動車機器事業に集中していることを踏まえ、取締役会において事業環境の変化に対応したガバナンス体制の在り方に関する議論を深め、最適なガバナンス体制の実現に向けた取組みを進めてまいります。

また、昨年度に引き続き課題である「社会への提供価値」については、取締役会の更なる関与のもと、当社の事業活動を通じた価値創造のあり

方につき認識を共有し、具体的な活動に取り組んでまいります。

当社は、今後も、取締役会の実効性向上を図り、コーポレート・ガバナンスの強化を行うことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を適宜実施することを基本方針としており、主な内容は次の通りです。

- ・取締役または監査役が新たに就任する際は、法律やコーポレート・ガバナンス等についての専門家による講義や研修を行い、就任後も法改正や経営課題に関する研修を継続的に実施します。
- ・上記に加えて、社外取締役および社外監査役が新たに就任する際には、当社の事業内容および経営環境の説明や主要拠点等の視察を実施します。
- ・社外取締役および社外監査役に対し、当社の経営課題等について、必要な情報提供を行うとともに、業務執行に係る社内会議への出席等を通じて、当社の事業などの知識を習得できる機会を提供します。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主から対話の申込みに対しては、面談の目的および内容の重要性、面談者の属性等を考慮のうえ、前向きに対応します。なお、決算発表(第2四半期決算・期末決算)において、アナリスト・機関投資家向けに社長・財務担当役員等を説明者として定期的に説明会を開催しています。また、第1・3四半期を含む決算発表のほか、必要に応じてスモールミーティングを開催しています。海外投資家向けに定期的に説明会を開催することを基本としています。尚、これらの情報については、フェアディスクロージャーの観点から、ホームページへの掲載をタイムリーに行うようにしております。

当社は、社長執行役員、財務担当役員等が積極的に対話に臨み、経営戦略・事業戦略・技術戦略・財務情報について、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR活動を展開しており、その方針として以下を定めています。

- () 財務担当役員を株主の皆様との対話を統括する経営陣として指定します。
- () 当社は、情報の収集及び管理、開示を統括する情報管理責任者を設置し、担当部署が関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示を行います。
- () 当社は、決算説明会などの開催や、事業報告書・アニュアルレポートの発行などにより、投資機会の促進と情報開示の充実に努めます。
- () 経営に株主意見を反映するため、客観的に重要なフィードバック事項が発生した場合は、取締役会へ報告します。
- () 当社では決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、サイレントピリオドを設定し、この期間中の決算にかかわるお問い合わせへの回答やコメントを控えさせていただきます。また、社内では内部者情報管理規程にて情報の統括管理を実施し、インサイダー情報の管理に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サンデン取引先持株会	1,429,905	5.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,275,100	4.54
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	1,228,700	4.37
株式会社みずほ銀行	1,017,622	3.62
株式会社群馬銀行	1,017,540	3.62
大同生命保険株式会社	694,200	2.47
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	595,100	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	533,700	1.90
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	480,511	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	397,700	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

上記大株主の状況は、2020年6月12日現在の状況で記載しております。

2020年5月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2020年4月30日現在、フィデリティ投信株式会社が1,515,000株(保有割合5.40%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年6月12日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

2019年7月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2019年6月28日現在、株式会社みずほ銀行が1,017,622株(保有割合3.63%)、アセットマネジメントOne株式会社が540,900株(保有割合1.87%)の株式を所有している旨が記載されているものの、アセットマネジメントOne株式会社につき、当社として2020年6月12日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
尾崎 英外	他の会社の出身者													
牛山 雄造	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

尾崎 英外		尾崎英外氏は自動車会社、損害保険会社等における幅広い企業経営の経験から、経営戦略・経営管理において高い見識・能力を有しております。株主視点から経営に関する多くの助言を行うほか、2017年8月に設置した当社の指名・報酬委員会の委員長として貢献してきました。同氏には、会社経営に対する知見や豊富な経験のもと当社グループの一層の経営透明性確保に貢献することを期待するとともに、取締役としての意思決定を通して、当社グループの事業活動に対する監督ができるものと判断し、当社社外取締役として選任しています。また、同氏は当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
牛山 雄造		牛山雄造氏は、自動車業界における幅広い企業経営の経験を有し、海外戦略企画・海外営業・生産管理の分野において高い見識・能力を有しております。特に2010年からは株式会社東海理化電機製作所の代表取締役社長として、リーマンショック後の経営の立て直しおよび事業成長を成し遂げております。同氏には、当社グループの自動車事業の構造改革を進めるにあたって、また新中期経営計画を推進する上で多くの助言を期待するとともに、取締役として当社グループの的確な意思決定や監督ができるものと判断し、当社社外取締役として選任しています。また、同氏は当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役の人事及び報酬等の透明性の向上のため、任意の指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、社外取締役2名を含む4名の委員で構成されており、取締役会の諮問に応じて取締役の選解任や報酬等に関し会社の業績等を踏まえ客観的視点から審議を行い、その結果を取締役に提言しています。委員長は社外取締役から選定することとしています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人と会計監査や四半期レビューの報告等を通じて情報交換し、会計監査人は監査役会に年5回出席しています。また、内部監査を主管する経営管理本部は、企業集団の経営管理状況、内部監査結果、リスク管理状況について、常勤監査役との月次連絡会議及び監査役会で報告しています。会計監査人は、内部監査を主管する経営管理本部と監査活動を通じ日常的に緊密なコミュニケーションを取っており、十分な連携を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
四方 浩	他の会社の出身者													
湯本 一郎	他の会社の出身者													
松木 和道	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
四方 浩			日本銀行及び株式会社群馬銀行における長年の経験と実績を有しており、監査役として適切な監査、助言等が期待できるため当社社外監査役として選任しています。
湯本 一郎		湯本一郎氏は、2006年6月まで当社の主要な取引金融機関である株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)の常務執行役員でしたが、退任後14年が経過しています。	金融業における企業経営に携わったのち、製造業において10年にわたり企業経営に携わった実績を有しており、監査役として適切な監査、助言等が期待できるため当社社外監査役として選任しています。また、同氏は当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
松木 和道			総合商社における長年にわたる企業法務の豊富な知見と経験、また製造業における企業経営に携わった実績を有しており、監査役として適切な監査、助言等が期待できるため当社社外監査役として選任しています。また、同氏は当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

社外役員の独立性は、当社が定める「社外役員独立性基準」に基き判断し、独立性の要件を満たしている社外取締役及び社外監査役の全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

更新

取締役の報酬については、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2015年度に業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)を導入し、2018年6月21開催の定時株主総会において本制度を一部改定のうえ更新いたしました。業績連動型株式報酬は、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて交付されるものであり、健全なインセンティブとして機能するよう設定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬及び監査役報酬につき、それぞれ有価証券報告書及び事業報告で社内及び社外の別に支払った報酬額の総額について開示しています。有価証券報告書及び事業報告は当社ホームページに掲載し公衆縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「2.4.経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

- 社外取締役のサポート体制
総務本部に社外取締役のスタッフを配置しています。
- 社外監査役のサポート体制
経営管理本部に監査役スタッフを配置しています。監査役スタッフは、監査役の指揮命令のもとで、監査役会の事務局(監査役会の年間スケジュール案作成・監査役会議案に関する情報収集)及び監査役監査の補助を行っています。
また、経営管理本部より社外監査役に対して定期的に情報伝達を行っています。
- 情報伝達体制の概要
社外取締役及び社外監査役に対して、経営会議等主要な会議への出席、経営トップとの情報交換、工場視察、社内各部門やグループ会社との連絡、社内報等により、的確に情報提供を行う体制を整備・運用しています。また、取締役会の開催前には、議案の事前説明を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

当社の元代表取締役社長等が、現在相談役・顧問等の何等かの役職についているという実態はございません。なお、当社取締役会は、経営責任の明確化やコーポレート・ガバナンスの強化の観点から、2019年6月30日付で、取締役および監査役、執行役員退任後の取扱いとして定めていた相談役・顧問制度を廃止しました。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査役設置会社であり、取締役会、監査役・監査役会、会計監査人を設置しています。

取締役会を構成する取締役の人数は8名であり、そのうち2名を社外取締役としています。この体制により、経営者の説明責任を担保するとともに、監督機能の強化およびガバナンスの客観性の確保を図っています。監査役の人数は4名であり、そのうち3名が社外監査役です。当社は、経営監視機能の強化等を目的として、「社外役員独立性基準」を定め、開示するとともに、その基準に基づいて、社外役員5名のうち4名を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出しています。

当社は、取締役の選任やその報酬の決定に当たって、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保するために、取締役会の諮問に応じて取締役会に対して助言・提言を行う指名・報酬委員会を設置しています。同委員会は独立社外取締役2名を含む4名(社外取締役尾崎英外(委員長)、社外取締役牛山雄造、代表取締役社長執行役員西勝也、代表取締役副社長執行役員伊東次夫)で構成されています。また、取締役の任期を1年とすることにより、経営の透明性を確保し環境変化に迅速に対応できる体制とするとともに、執行役員制度の導入により、業務執行機能の強化及び経営の効率化を図っています。さらに、コンプライアンスやリスク管理に関する重要な問題を経営会議及び取締役会で適時に審議し、また内部通報制度として社内外に通報・相談窓口を設置すること等により、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備・強化に努めています。

2. 取締役会の活動状況

2019年度は取締役会を13回開催し、取締役会規則に基づき重要事項の審議及び決議を行いました。取締役会への出席率は、取締役は100%、監査役は98%でした。

3. 業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセス

当社は、業務執行における意思決定の機関として常務会を設置し、業務執行における意思決定の妥当性確保に努めています。

また、取締役会決議に係る事項等に関しては、社外取締役と監査役も出席する経営会議での十分な議論を踏まえたうえで、取締役会での決議を行い、多様な意見を取り入れることにより、その意思決定における経営者の説明責任の確保を行うとともに、監督機能の強化を図っております。

取締役の選任やその報酬の決定に当たっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立社外取締役2名を含む取締役4名で組織する指名・報酬委員会(委員長は独立社外取締役)を設置し、審議の上、その提言に基づき、取締役会において審議し決定しております。

4. 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。

当社の役員報酬については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し決定しており、その内容は以下の通りです。

(1) 基本方針

役割及び年次業績の反映、並びに中長期企業価値を向上させることを動機付ける報酬及び構成比率とする。

(2) 報酬決定の方針

取締役の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、基本報酬(固定)、短期業績連動報酬(賞与)、業績連動型株式報酬で構成しており、その支給割合方針は、基本報酬70%、短期業績連動報酬15%、業績連動型株式報酬15%を目安としています。監査役報酬については、業務執行から独立した立場であることから基本報酬のみとしています。

(3) 基本報酬(固定)

取締役の基本報酬額については、業界水準や外部調査機関による役員報酬の調査結果なども参考に、役位、職務などを勘案し、相応な金額とします。

(4) 短期業績連動報酬(賞与)

取締役の短期業績連動報酬については、単年度業績に対するインセンティブとして、連結業績を基本に決定しています。当社にて設定した連結営業利益率を指標とし、その利益率によって変動する原資率基準(0%~1.2%)に基づき、短期業績連動報酬総額を決定しています。各取締役への報酬額については、原則として取締役毎の基本報酬比率に基づき配分しています。当該指標は当社における短期的業績を示す最も適切な指標であることが指標としての選択理由です。

(5) 業績連動型株式報酬

取締役の業績連動型株式報酬については、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、株式交付信託(役員報酬BIP信託)の仕組みを用い、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて当社株式等の交付を行っています。各取締役に対し、毎年一定の期間に、対象期間における役位に応じて一定のポイントを付与すると共に、業績目標の達成度に応じて付与するポイントを加算します。業績目標の達成度は連結経常利益率を指標とし、加算率は0%~30%としています。付与されたポイントは毎年累積され、取締役の退任後に、累積されたポイントに応じて、当社株式等の交付を行います。当該指標は、当社の中期経営計画における経営目標の経常利益率と連動させることが指標の選択理由です。

(6) 報酬決定の手続き

取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立社外取締役2名を含む取締役4名で組織する指名・報酬委員会(委員長は独立社外取締役)を設置し、審議の上、その提言に基づき、取締役会において審議し決定しています。監査役報酬は監査役会の協議により決定しています。

取締役の報酬額(基本報酬及び賞与)は、2007年6月22日開催の第81期定時株主総会において決議された、年額500百万円以内とします。また、株式報酬につきましては、2018年6月21日開催の第92期定時株主総会において決議された、取締役及び執行役員に対し、3事業年度の合計で450百万円以内、1事業年度あたりに付与されるポイント上限は650,000ポイント(130,000株相当)とします。監査役報酬総額の限度額は、2008年6月24日開催の第82期定時株主総会において決議された、年額60百万円以内とします。

(7) 決定権限および裁量の範囲と活動内容

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議をし、取締役会に対して助言・提言を行います。

取締役の報酬等の決定に関する基本方針および基準の制定、変更、廃止

取締役の個人別の報酬額等の内容

その他、取締役の報酬等に関して指名・報酬委員会が必要と認めた事項

取締役会は、指名・報酬委員会からの助言・提言に基づき、取締役報酬について審議のうえ決定しています。

5. 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任及び取締役候補の指名については、企業活動のグローバル化等を踏まえた人材の多様性と、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスを考慮し、社外取締役候補については、これに加えて客観性や当社からの実質的な独立性が確保されているとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するために必要な高い専門性並びに幅広い経験及び見識等の十分な資質を備えている人材を指名することとしています。経営陣幹部の選解任及び取締役候補の指名にあたっては、指名・報酬委員会が審議の上、その提言に基づき、取締役会において審議し決定しています。監査役候補については、客観性、中立性の観点から実効的な監査を行うために必要な資質を備えている人材を指名することとしています。監査役候補の指名にあたっては、監査役会の同意を経たうえで、取締役会にて審議し決定しています。

6. 監査役監査の状況

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は常勤社内監査役1名及び非常勤社外監査役3名で構成されております。常勤監査役 市川伸司(監査役会議長)は、当社常務取締役等で企画・管理分野の経験が豊富であり、欧州における地域統括を経験し、グローバルな観点での企業経営の知見を有しております。社外監査役 四方浩は、日本銀行及び金融機関における企業経営に携わる等、企業経営、財務及び会計等に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役 湯本一郎は、金融機関における企業経営に携わったのち、製造業において10年にわたり企業経営に携わっており、企業経営、財務及び会計等に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役 松木和道は、総合商社における長年にわたる企業法務並びに製造業における企業経営の知見と経験を有しております。

なお、監査職務を円滑に遂行するために経営管理本部に兼任の監査役スタッフを1名配置しております。

2019年度において当社は監査役会を原則月1回開催し、開催回数は14回、出席率は96%、1回あたりの所要時間は約3時間20分でした。

監査役会は、2019年度の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等(当社各部門及びグループ事業会社の責任者)や会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、その遵法性と適正性について協議し、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しているか等経営を監視しています。2019年度においては、経営計画(中期計画・実行計画・投資計画等)の遂行状況 企業集団の内部統制の運営状況(特に、グループガバナンス・コンプライアンス・品質の状況) 経営の重要案件に対する執行の取り組み状況 を重点監査項目と定め、監査してまいりました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、2019年度の監査計画等に従い、取締役会や経営会議及び監査役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、内部統制システムの整備・運用状況を監視及び検証する他、グループガバナンスが有効に機能しているか経営を監視しております。更に代表取締役とは年2回、社外取締役との定期的な意見交換を行い、監査報告や監査所見に基づく低減を行っています。また子会社監査役とは、グループ監査強化の観点から定期的な情報共有や意見交換を行っています。

それに加えて常勤監査役は、上記以外の会社の重要な会議に出席、社内決裁文書等重要な文書を閲覧、部門監査やグループ会社往査を実施、また部門責任者等との面談や意見交換を通じて、必要に応じた提言を行っています。また、子会社監査役・法務本部及び内部監査部門を有する経営管理本部とは監査役連絡会を設置し、定期的な意見交換を行い監査役監査の実効性を高めております。

2019年度、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態はありませんでした。

7. 内部監査の状況

内部監査を主管する経営管理本部では、独立した専任組織として「内部監査規程」に則り、業務監査及び内部統制システムの有効性に係る経営者評価を行う監査部を、経営管理本部内に設置しております。監査部は、公認内部監査人やISO QMS/EMS審査員資格等を保有する社員(4名)で構成されております。

子会社監査役(中国は監事)については、経営管理本部より7名を選任しております。

グループ会社の経理と情報システム、品質システムについては、それぞれの統括部門が内部監査を実施し、経営管理本部はその実施状況を確認し、当社及びグループ各社を対象として、コンプライアンスの状況、リスク管理体制の有効性、グループガバナンスの有効性及び財務報告に係る内部統制の有効性等について内部監査及び子会社監査役監査を実施し、会計監査人と連携し、社長及び監査役や、各責任者に報告するとともに、改善のための指導・助言を行っています。

また、常勤監査役と、内部監査を主管する経営管理本部、コンプライアンスを主管する法務本部は月例のミーティングを実施し、意見・情報交換を行う等、緊密に連携しております。

現在、経営トップの方針に基づき、従来は統括機能を有する本部が行っていた購買監査、品質管理監査について、より独立かつ客観的な見地から監査を実施するべく、経営管理本部の強化に取り組んでおります。

8. 責任限定契約

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役設置会社を選択していますが、現在の体制は、当社の業態・業歴・企業文化等の実情に鑑み、コーポレート・ガバナンスの実効性を十分に発揮できる体制であると考えています。

一方、更なるコーポレート・ガバナンス体制の強化のために、以下の施策を行っています。

1) 執行役員制度の導入(1999年4月)

経営における意思決定・監督機能と業務執行機能の明確な分離により、意思決定及び業務執行の迅速化を図るとともに、取締役会の監督機能の強化を行いました。

2) 2名以上の社外取締役を選任(2013年6月)

取締役会の監督機能を強化することで、経営者の説明責任を担保するとともに、意思決定において多様な意見を取り入れることを目指しています。

3) 指名・報酬委員会の設置(2017年8月)

取締役の選任やその報酬の決定に当たって、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保するために、任意の指名・報酬委員会を設置しました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知に記載する情報を招集通知を発送するまでの間にTDnet及び当社ホームページにおいて公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日と想定される日の1週間前を目途に株主総会を開催することとしています。なお、第94期定時株主総会は2020年6月19日の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりやむを得ず延期いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン又は携帯電話を使用してインターネット経由にて議決権を行使できる環境を整備しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを導入し、議決権行使につき、機関投資家が十分な検討を行うことができる環境を整備しています。
招集通知(要約)の英文での提供	主に外国人株主の議決権行使を促進するため英文の招集通知(要約)を作成し、東京証券取引所及び当社の各ホームページに掲載しています。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のため、ビジュアル化や議事進行の工夫、招集通知(和文・英文)の当社ホームページへの掲載など各種施策を実施しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	日本国内のアナリスト・機関投資家の方に決算内容及び経営概況をご理解頂くことを目的として、毎年5月の年度決算発表及び11月の第二四半期決算発表後の年2回説明会を開催しているほか、主要な投資家に対して個別に説明しています。なお、2020年3月期については新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の機関投資家の方に決算内容及び経営概況をご理解いただくことを目的として、米国及び欧州において定期的に説明会を実施することを基本方針としています。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家・株主の方に当社の現状をご理解いただくことを目的として、ホームページには決算短信、有価証券報告書、ファクトブック、株主総会招集通知、事業報告書、アニュアルレポート、CSR報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、決算説明会資料等を掲載しています。 IRに関する情報は、 https://www.sanden.co.jp/ir/index.html でご覧いただけます。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは財務経理本部が主管しています。財務担当役員を株主の皆様との対話を統括する経営陣として指定しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念において、「ステークホルダーに対する基本姿勢」を、「お客様、社員、株主・投資家、地域社会、取引先」ごとに明示するとともに、「理念ハンドブック」をグループ従業員に配布して周知徹底を図っています。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>環境については、2003年に開所した群馬県前橋市にある「産業と自然との共生」をコンセプトとした赤城事業所・サンデンフォレストを「サンデンの環境の発信拠点」と位置づけ、企業理念のもと環境憲章・経営方針を定め、事業を行っています。 日本国内外の事業所・関係会社は、ISO14001に基づく環境管理システムの認証を取得することし、環境保全活動に取り組んでいます。 当社はCSRについて、2005年度からCSR報告書を発行しており、「サンデンのCSRは企業理念の実践」と位置づけ積極的に取り組んでいます。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>ステークホルダーに対する情報提供は、企業理念に基づく各ステークホルダーに対する基本姿勢に従い、各部門の業務執行のレベルで積極的に実施しています。さらに、総務本部広報CSR部がステークホルダーの皆様と双方向コミュニケーションを実施するとともに、開示内容の充実及び会社情報の定期報告を継続してまいります。</p>
<p>その他</p>	<p>当社はダイバーシティ活動を加速させるため、2014年12月に「サンデン ダイバーシティ活動宣言」を行いました。当社は、女性管理職の比率を2014年時点に対し、2030年までに5倍を目標に女性の活躍を推進しています。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本方針

当社は、当社及びグループ各社から成る企業集団の経営に関する管理・監督機能を担う持株会社として、以下のとおりグループ経営管理体制を整備します。

1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は法令等遵守(以下、「コンプライアンス」という。)を経営の最重要課題の一つと位置づけ、規程においてグループのコンプライアンス管理を明確化し、その徹底を図るため、以下のような体制を構築します。

- (1)コンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、これを徹底するため、法務本部を主管部門として定め、コンプライアンスに関する重要な問題は、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
- (2)グループ各社にコンプライアンス責任者及び推進担当者を選任し、コンプライアンスの徹底に取り組みます。
- (3)コンプライアンスの内容は、「理念ハンドブック」に定め、法務本部は役員・従業員に対し適時階層別コンプライアンス教育を実施します。
- (4)コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに窓口部門である総務本部経由、法務本部に報告する体制を構築します。また従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合に対応して、内部通報制度として社内外にホットラインを設置します。
- (5)コンプライアンスの徹底のための取り組みの状況については、取締役会及び監査役会に定期的に報告します。
- (6)当社は内部監査部門を設置し、内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査します。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の文書及び電磁的記録の保存及び管理を徹底するため、規程において明確化し、以下のような体制を構築します。

- (1)文書および電磁的記録の管理は総務本部を主管部門とし、それぞれ部門別に文書管理責任者及びITセキュリティ管理責任者を配置し、文書及び電磁的記録の作成・保管・廃棄に至る管理を行います。
- (2)文書又は電磁的記録の保存及び管理は、取締役及び監査役が必要に応じ閲覧できる状態で行います。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、規程においてグループのリスク管理体制を明確化し、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。

- (1)経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを統合的に把握し、リスク管理を徹底するため、経営管理本部を主管部門とします。
- (2)各社のリスク管理については、各社にリスク管理責任者及び担当者を選任し、定期的なリスク評価とリスクのコントロール等、平時の予防体制を整備します。
- (3)規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れがある場合の体制を事前に整備するように努め、重要なリスク管理の問題については、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
- (4)危機管理については、総務本部を主管部門とし、危機管理体制を整備します。
- (5)内部監査部門はリスク管理体制の有効性を監査し、取締役会、監査役会、経営会議等へ報告します。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会の意思決定の妥当性と透明性の向上を図るため、社外取締役を複数名設置します。
- (2)取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会は執行役員に権限移譲を行い、迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進します。
- (3)ビジョン実現のための経営の最重要ツールとして中期経営計画、年度経営計画を位置づけ、全社経営品質改革(STQM)に基づき計画の目標設定と活動体系を定め、執行役員に役割を分担させ、効率的な業務執行ができる体制とします。
- (4)さらに、仕事の見直し、IT化等を通じ、常に業務執行の効率化を推進します。

5 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループを統括する持株会社として、当社及びグループ各社における経営管理の各種基本方針を定め、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。

- (1)当社は、グループ会社の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築し、当社グループ共通の「理念ハンドブック」の配付、内部通報制度を構築するなど、当社と同様の取り組みを実施します。
- (2)当社は、グループ会社管理を徹底するため、各社に役員を派遣するとともに、経営管理本部を主管部門として定め、関係会社管理に関する重要な問題は、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
- (3)当社の本部長、国内外グループ各社の社長は、各社、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立及び運用の責任と権限を有します。
- (4)グループ会社における決裁権限は、決裁規程及び関係会社管理規程により定め、事業運営に関する重要事項について情報交換および協議を行います。
- (5)財務報告に係る内部統制を整備し、財務報告の適正と信頼性を確保します。
- (6)内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を社長及び各責任者に報告するとともに、内部統制の改善のための指導・助言を行います。

6 監査役を補助すべき従業員及びその独立性に関する事項

- (1)取締役は、監査役の求めにより、監査の実効性を高めかつ監査職務を円滑に遂行するための適切な従業員を監査役スタッフとして配置します。
- (2)監査役及び監査役会の事務局は、経営管理本部に設置します。
- (3)監査役は監査役スタッフの指揮命令権を有し、監査役スタッフは監査役監査に必要な情報を収集する権限を有します。
- (4)監査役スタッフは監査役補助職務以外の職務を兼任し、監査役補助職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その異動・人事評価・懲戒処分については監査役と協議します。

7 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役、執行役員及び従業員(グループ会社を含む)は、監査役に対して経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況その他経営上の重要な事項を定期的に報告します。
- (2)取締役、執行役員及び従業員(グループ会社を含む)は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部通報制度に基づき通報された事実その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告

します。

(3)当社は、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることがないよう、予防体制を整備します。

8 その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、代表取締役及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。

(2)監査役は、内部監査部門及び子会社の監査役と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図ります。

(3)監査役又は監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に對して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じます。

当社では「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、2019年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1 コンプライアンス体制

中期経営計画実現の基盤となるグローバルコンプライアンス体制を構築するため、当社グループのコンプライアンスに関する基本規程を改定し、グループ各社に展開しました。当社は、新規規程に基づき改めて選任された各社のコンプライアンス責任者及び推進担当者に対し、海外拠点に対しては統括拠点に配置した専任の法務担当者を通じて諸施策を展開しています。具体的には、独禁法コンプライアンスに関するグループ規程の各社への展開、当社に対するコンプライアンス事案の報告基準の明確化などにより、グループ全体のコンプライアンスリスクの低減を図りました。

2 リスク管理体制

当社は、基本的なリスクマネジメント体制を整備済みであり、これに基づき運用を行っています。2019年度も当社およびグループ会社を対象とした、定期的なリスクアセスメントを行いました。加えて、当期は持ち株会社の本部による「リスク検討会」を複数回開催し、リスクの把握と対応の質を高めました。リスクには大地震、自然災害、パンデミック等の事業継続に直接影響を与えるリスクだけでなく、企業の信用や経営戦略に関わるリスクなども含まれます。また、リスク管理の全般的な状況は常務会にて経営管理本部より報告され、重要なリスクの対応については毎月開催する経営会議にて審議し、リスクの低減に努めました。

3 効率的な業務執行体制

当社の取締役会は社外取締役2名を含む8名で構成し、経営の透明性を確保し環境変化に迅速に対応できる体制とするともに、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会は執行役員を選任し、各執行役員は各自の権限および責任の範囲で職務を執行しております。

当社は現在、2019年度を初年度とする2023年度までの5ヵ年の中期経営計画(SCOPE2023)の取り組みである「生産体制の抜本的見直し」、「基盤収益力の向上」、「積極的な「協創」による成長」、「資本増強、資産改革によるキャッシュフロー創出」、「実行の為の仕組み改革」を重点施策に展開し、年度実行計画化し活動してまいりました。

主要子会社については、毎月執行責任者が出席する会議(経営会議、執行会議)での報告、議論を通して経営方針等の徹底を図っており、グループ経営としての一体性を確保しております。

4 グループ管理体制

子会社については「事業会社管理規程」「関係会社管理規程」等に基づき、子会社から報告を受け、また重要な事項を当社経営会議・取締役会において審議し、子会社の適正な管理運営に努めました。子会社が当社に対し事前の合意を求め、または報告をすべき事項を定めたこれら規程に従い、子会社から当社に対し、事前協議申請・報告がなされております。加えて、2019年度は事業会社の指揮命令系統の事業内容に即した更なる統一・効率化により、グローバル経営機能、事業競争力、新商品開発力の、より一層の強化・向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンス及び企業の社会的責任の観点から反社会的勢力の排除が必要不可欠であることを認識し、次のとおり反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を定めています。

反社会的勢力排除に向けた基本方針「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。」

上記基本方針を推進するに当たり、総務本部を主管部門として警察、弁護士等の関係機関との緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力とはいかなる場合においても取引関係、金品の授受その他一切の関係をもたないものとし、不当要求に対しては、従業員の安全を確保しつつ、全社的に対応することとしています。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、社員の行動規範として反社会的勢力との対決について明記し、総務本部を主管部門として定め、反社会的勢力排除に向け全社的に取り組んでいます。

平素から警察、弁護士と緊密に連携しているほか、地域の外部専門機関(暴力追放運動推進センター、群馬県企業防衛対策協議会)を活用し情報収集等を行っています。

社員に対しては反社会的勢力排除に向けた階層別研修を実施しています。

有事においては必要な情報が速やかに主管部門及び担当役員に報告され、速やかに適切に対応する体制を構築しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主・投資家の皆様、顧客、取引先、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っており、ステークホルダーとの相互関係が当社の企業価値の源泉の重要な構成要素となっております。

従いまして、当社はステークホルダーとの信頼関係の構築・強化に努め、社会・環境・経済の全ての面においてバランスの取れた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社は上場会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、その意思により当社の経営を当社経営陣に委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきであると考えます。

しかしながら、昨今のわが国資本市場における大規模な買付等の中には、株主及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは当社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案するための情報や十分な時間が提供されずに、突如として株式の大量の買付行為が強行されるものも見受けられます。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断いたします。

当社は、2017年6月22日開催の当社第91期定時株主総会において、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして導入・継続した、当社株式の大量取得行為に関する対応策の継続について、株主の皆様にご承認いただきました。本対応策の有効期間は2020年開催の当社第94期定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向、様々な議論の進展およびコーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるべく、本対応策の継続の是非について慎重に検討した結果、2020年6月30日開催の取締役会において本対応策を継続しないことを決議いたしました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、企業理念等において次のとおり定め、会社情報の適時適切な開示の徹底を図っています。

「会社を成長させ企業価値を高めるとともに、経営の透明性向上により、株主・投資家の信頼と期待に応えます。」

「当社は、株主・投資家に対して経営情報を積極的かつ的確に開示し、経営の透明性を高めます。」

当社の開示体制と開示手続の概要は次のとおりです。

1. 開示体制

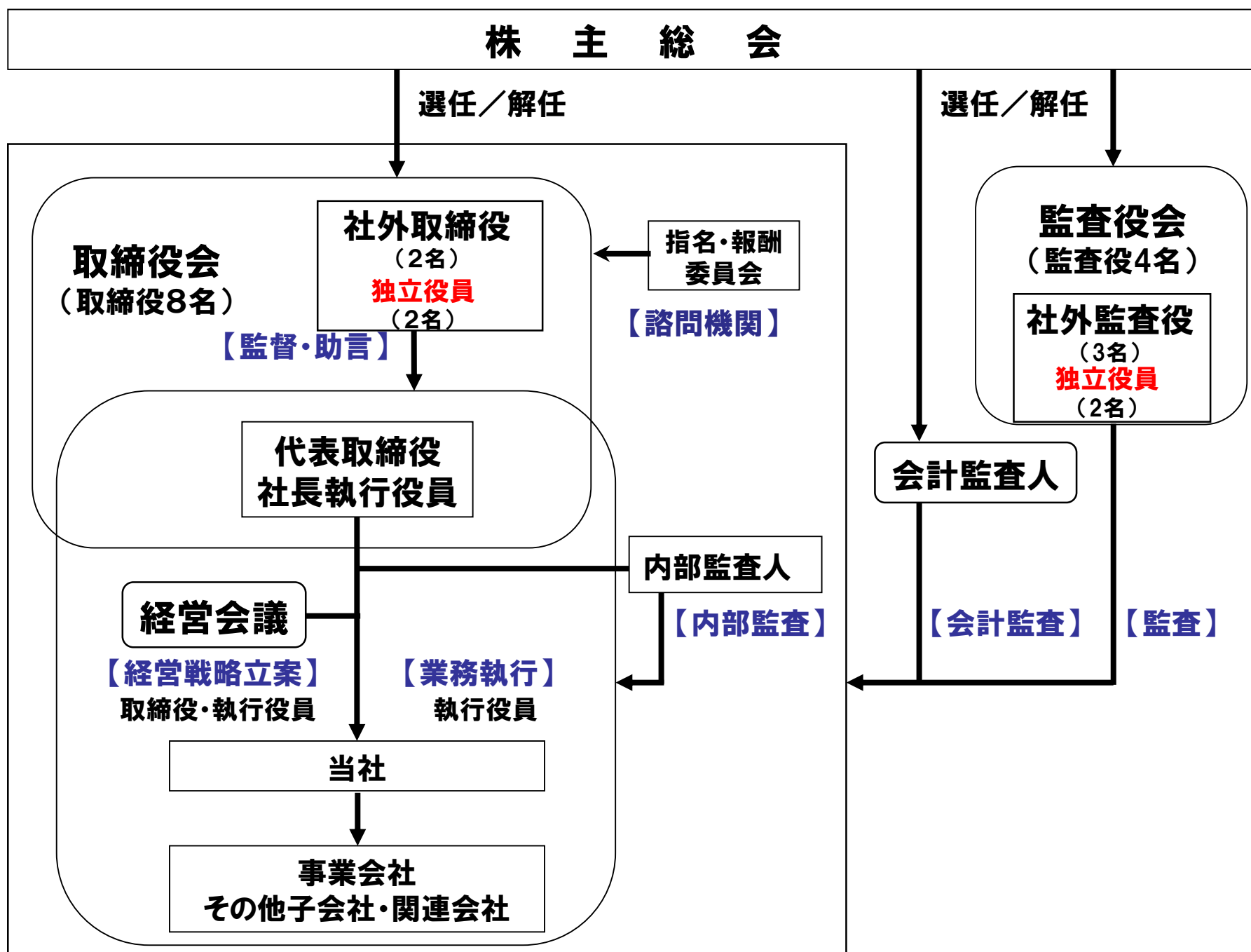
当社は、適時開示の徹底を図るため、法務本部長を情報取扱責任者としています。また、全社情報については総務本部を、各担当業務については経営企画室・経営管理本部・財務経理本部・総務本部・法務本部・人事本部・CSE本部を開示担当部署として定めています。グループ会社に関する情報については、経営管理本部が開示担当部署となっております。

また、法務本部長はインサイダー取引防止のための社内規程において内部情報管理責任者となっており、会社情報の収集・管理・開示等が一元的になされる体制をとっています。

2. 開示手続

当社グループの決定事実、発生事実、決算情報等は、開示担当部署において集約・審査・検討等を行います。これらのうち開示が必要な情報については、経営会議での審議又は経営会議への報告を要するものとしています。開示が必要な情報はすべて情報取扱責任者に伝達され、情報取扱責任者による確認の後、当該開示担当部署の責任者が適時適切に開示を行うこととしています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



適時開示体制の概要

